

第2章 日本の現場で働く上で守らなければならない法令

法治国家である日本には、たくさんの法律があります。道路交通法など生活に関わる法律はすでに承知しているでしょう。ここでは建設業に関わる法律の中で、労働法を中心にして知っておいた方がいい法律を紹介します。

2.1 労働法

労働法は、労働問題に関する法律をまとめて呼ぶ名前です。労働法のうち、建設業で働く上で、知っておきたい基本の法律の概要とポイントを解説します。

2.1.1 労働基準法

① 概要

日本は自由主義の国ですから、自由に契約が結べるのが原則です。しかし、労働者は使用者より立場が弱いので、労働者を保護するため、労働基準法が定められています。労働基準法では、最低の労働条件が決められ、基準に達していない部分は違法とされ、労働基準法の規定が適用されます。労働条件とは、賃金、労働時間はもちろん、解雇、災害補償、安全衛生、寄宿舍等に関する条件を含む職場における一切の待遇をいいます。

② ポイント

□労働条件の決定

労働条件は使用者と労働者が対等の立場において決定すべきものとされ、労働者と使用者は、約束事をきちんと守ることが必要です。

□機会均等の原則

使用者は、労働者の国籍、信条または社会的身分を理由として、賃金、労働時間そ

た ろうどうじょうけん さべつてきとりあつかい
の他の労働条件について、差別的取扱をしてはならないとされています。

きょうせいろうどう きんし
□強制労働の禁止

しょうしゃ ぼうこう きょうはく かんきん たせいしん しんたい じゅう ふとう こうそく しゅだん
使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神または身体
の自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならないとされています。

ぼうし
□パワー・ハラスメントの防止

しよくばない ゆういせい りよう ぎょうむ てきせい はんい こ
パワー・ハラスメントとは、職場内での優位性を利用して、業務の適正な範囲を超えて、
せいしん にくたい くつう あた しよくばかんきょう あつか こうい
精神・肉体に苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為とされています。

ろうどうしきくそうごうすいしんほう つうしょう ぼうしほう しよくば
労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）では、職場においてパワー・ハラス
メントを行ってはならない旨の方針の規定を設けることや相談窓口を設けるなどの防止
おこな むね ほうしん きてい もう そうだんまどぐち もう ぼうし
措置を講じることが義務とされています。公的機関では、労働局に相談コーナーがあり
そち こう ぎむ こうてききかん ろうどうきよく そうだん
ます。

ろうどうじょうけん めいじ
□労働条件の明示

しょうしゃ つぎ こうもく かなら めいじ
使用者は、次の6項目は必ず明示しなければならないとされています。

- ろうどうけいやく きかん さだ ろうどうけいやく こうしん ばあい きじゅん しゅうぎょう
(1) 労働契約の期間 (2) 定めのある労働契約を更新する場合の基準 (3) 就業
ばしょ じゅうじ ぎょうむ ないよう しゅうぎょう じかん ざんぎょう うむ きゅうけいじかん きゅうじつ
場所および従事する業務の内容 (4) 終業の時間、残業の有無、休憩時間、休日、
きゅうか かん じこう ちんぎん けつてい しはらいほうほう し び しはらい び しょうきゅう かん じこう
休暇に関する事項 (5) 賃金の決定、支払方法、締め日、支払日、昇給に関する事項
たいしよく かいこ かん じこう
(6) 退職および解雇に関する事項

ばいしょう よてい きんし
□賠償予定の禁止

ろうどうけいやく ふりこう いやくきん さだ そんがいはいしょうがく よてい けいやく
労働契約の不履行について違約金を定め、または損害賠償額を予定する契約をして
はならないとされています。

かいこせいげん
□解雇制限

ろうどうしゃ ぎょうむじょうふしょう びょうき りょうよう きゅうぎょう きかん
労働者が業務上負傷し、または病気にかかり療養のため休業する期間およびそ
ご にちかん かいこ
の後30日間は解雇してはならないとされています。

かいこよこく
□解雇予告

ろうどうしゃ かいこ ばあい にちまえ よこく
労働者を解雇しようとする場合は、30日前に予告をしなければならないとされています。

☐賃金

(1)通貨で、(2)直接労働者に、(3)全額を、(4)毎月1回以上、(5)一定の期日を定めて支払わなければならないとされています。(賃金支払の5原則)

☐法定労働時間

原則、週40時間、1日について8時間を超えて労働させてはならないとされています。

☐休憩

労働時間が6時間を超える場合には45分、8時間を超える場合には1時間の休憩時間を労働時間の途中に、一斉に、与えなければならないとされています。

☐法定休日

毎週少なくとも1回の休日を与えなければならないとされています。

☐時間外労働・休日労働

時間外労働(残業)は、「臨時の必要がある場合」「36(サブロク)協定(労働基準法第36条に基づく労使協定)の締結・届出をした場合」に可能で、定められた割増賃金を支払わなければならないとされています。臨時の必要がある場合とは、災害の復旧工事です。割増率は、通常残業で25%以上、休日出勤で35%以上、深夜残業で25%以上です。

時間外労働時間の上限時間は、1月につき45時間、1年につき360時間となっています。この上限規定は、建設業については2024年4月からスタートしますが、長時間労働による健康被害の防止のため、2024年を待たずに対応することが推奨されています。

☐年次有給休暇

雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、10労働日の年次有給休暇を与え、1年間継続するたびに1労働日が加算され、2年6か月経過後は、1年間継続するたびに2労働日が加算され、20労働日が上限です。

きんぞくねんすう 勤続年数	ねん 0.5年	ねん 1.5年	ねん 2.5年	ねん 3.5年	ねん 4.5年	ねん 5.5年	ねんいじょう 6.5年以上
ふよにつすう 付与日数	にち 10日	にち 11日	にち 12日	にち 14日	にち 16日	にち 18日	にち 20日

また、有給休暇を使わないで、使用者による有給休暇の買い取りは違法とされています。

2. 1. 2 労働安全衛生法

① 概要

生命・身体・健康は労働者にとって何よりも大事で、労働によって害されることがないよう「職場における労働者の安全と健康を確保すること」と「快適な職場環境をつくること」が労働安全衛生法の目的です。

② ポイント

□安全旗など

建設現場で掲げている「安全第一（Safety First）」の看板や安全旗（安全週間のシンボルマーク）や安全衛生旗（安全に加え、健康や衛生を一体的に推進するシンボルマーク）などは、「無事故・無災害」への注意喚起を図るとともに、安全管理や衛生管理に高い意識を持つことを目的として掲げられています。



□労働者の責務

労働者は、労働災害を防止するため、必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力することが求められています。

□安全衛生教育

労働者を新たに雇い入れる時、作業内容を変更した時は安全衛生教育が必要とされています。また、クレーンの運転などには、技能講習など特別の教育が必要とされ

ています。

□^{ろうさいじ こ げんいん}労災事故の原因

^{けんせつぎょう ろうどうさいがい れいわ ねん ど しぼうしゃすう げんいんべつ ついらく てんらく}
建設業の労働災害のうち、令和3年度の死亡者数を原因別でみると「墜落・転落」
^{けんちゅう けん あつとうてき おお ほうかい とうかい けん ま こ}
が288件中110件で圧倒的に多く、ついで「崩壊・倒壊」31件、「はさまれ・巻き込ま
^{けん こうつうじ こ どうろ けん げきとつ けん じゅん けんせつ}
れ」27件、「交通事故（道路）」25件、「激突され」19件の順となっています（→7.1 建設
^{こうじ しぼうさいがい とく こうしよさぎょう ついらく てんらく じ こ ぼうし じゅうよう あしば}
工事における死亡災害）。特に高所作業では、「墜落・転落」の事故防止が重要で、足場
^{く はば いじょう さぎょうゆか かこ もう ぎ むづ ついらく}
を組んで幅40cm以上の作業床と囲いを設けることなどが義務付けられています。墜落
^{せいししょう き ぐ がた しょう げんそく あんぜんさぎょう}
制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となっています（→7.2.4 安全作業
^{そうび}
のための装備）。

□^{ねっちゅうしょうよぼう}熱中症予防

^{なつ ねっちゅうしょうよぼう ひ かげ かくほ みず しおあめ はいび きゅうきゅうたいおう じゅんぴ ひつよう}
夏は、熱中症予防のため日陰の確保や水、塩飴の配備、救急対応の準備が必要です。

□^{かつどう}リスクアセスメントとKY活動

^{しよくば せんざいてき きけんせい ゆうがいせい み だ と}
リスクアセスメントとは、職場の潜在的な危険性または有害性を見つけ出し、これを取
^{のぞ ほうほう じぎょうしゃ きけんせい ゆうがいせいとう ちょうさ}
り除くための方法です。事業者は危険性または有害性等の調査（リスクアセスメント）
^{じっし けつか もと けんとう さいがいぼうしたいさく みぜん ろうどうさいがい ふせ}
を実施し、その結果に基づき検討した災害防止対策により、未然に労働災害を防ぐこと
^{どりよく ぎ む けんせつげんば つね きけん げんば ほっせい}
が努力義務とされています。建設現場では、常に危険がひそんでおり、現場で発生する
^{かのうせい あら だ みぜん じ こ ふせ きけん よち かつどう かしらもじ と}
可能性のあるリスクを洗い出して、未然に事故を防ぐ危険予知活動（その頭文字を取って
^{かつどう ひろ おこな}
「KY活動」）が広く行われています。

□^{けんこうしんだん}健康診断

^{きぎょう じゅうぎょういん けんこうしんだん じっし ぎ むづ ねんい}
企業は従業員のために健康診断を実施することが義務付けられています。1年以内
^{かいおこな き ていきけんこうしんだん やと い じ けんこうしんだん}
に1回行うことが決められている「定期健康診断」や雇入れ時の健康診断などがあり
ます。

□ストレスチェック

^{にんいじょう じぎょうじょう い し ほけんしとう まいねん かい ていきてき しんりてき ふたん}
50人以上の事業場では、医師、保健師等による毎年1回、定期的に心理的な負担の

ていど はあく じっし ぎ む づ
程度を把握するためのストレスチェックを実施することが義務付けられています。

2. 1. 3 最低賃金法

① 概要

ろうどうじょうけん かいぜん はか ろうどうしゃ せいかつ あんてい ろうどうりよく しつてきこうじょう じぎょう
労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業
こうせい きようそう かくほ さいていちんぎん さだ しょうしゃ ろうどうしゃ たい
の公正な競争の確保のために最低賃金が定められています。使用者は労働者に対して
さいていちんぎんがくじょう ちんぎん しはら いはん ばあい ばっそくきてい
最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない、違反した場合は罰則規定があります。

② ポイント

ちいきべつさいていちんぎん
□地域別最低賃金

ちいき ぶつか ろうどうしゃ ちんぎんすいじゅん こと とどうふけんたんい ちいきべつ
地域によって物価や労働者の賃金水準などが異なるため、都道府県単位の地域別
さいていちんぎん き こようけいたい しょくしゅ かくとどうふけんない じぎょう
最低賃金が決められています。雇用形態や職種にかかわらず、各都道府県内の事業
じょう はたら こようろうどうしゃ こようぬし たい てきよう さいていちんぎん かんぼう
場で働くすべての雇用労働者とその雇用主に対して適用されます。最低賃金は、官報
こうじ かくとどうふけんろうどうきよく つうち
に公示されるほか、各都道府県労働局のホームページなどで通知されています。

2. 1. 4 労働災害補償保険(労災保険)法

① 概要

ぎょうむじょうさいがい つうきんさいがい ろうどうしゃ ふしょう ばあい びようき ばあい しょう
業務上災害または通勤災害により、労働者が負傷した場合、病気になった場合、障
がい のこ ばあい しぼう ばあい ろうさいほけん ひさいしゃ いぞく たい ほけんきゅうふ おこな
害が残った場合、死亡した場合に、労災保険で被災者またはその遺族に対し保険給付が行
びよういん ちりょうひ ぜんがく ろうさいほけん しはら ほけんりょう ぜんがくじぎょうぬし ふたん
われます。病院での治療費は全額、労災保険から支払われ、保険料は全額事業主の負担
です。

まん いち じ こ はつせい ばあい あんぜん かくにん うえ ひさいしゃ きゅうじょ ゆうせん
万が一、事故が発生した場合、安全を確認の上、被災者の救助が優先されます。ま
じ こ ろうどうさいがい ろうどうきじゅんかんとかくしゅ じ こ ちょうさ うえ ほんだん
た、事故が労働災害かどうかは、労働基準監督署によって事故調査がされた上で判断
じ こ じかんけい じょうたい かぎ せいかく くわ のこ ひつよう
されますから、事故の時間経緯、状態をできる限り正確に、詳しく残しておく必要があ

ります。

② ポイント

☐業務災害

ぎょうむさいがい ぎょうむ しょうがい あいだ いてい いんがかんけい ひさい ろうどうしゃ ぎょうむ
業務災害とは、業務と傷 害との 間 に一定の因果関係があり、被災した労働者の業務
としての行為や事業 場 の施設・設備の管 理 状 況 などが原因となって発生する災害で
す。

☐通勤災害

つうきんさいがい じゅうきょ しゅうぎょうばしょ あいだ おうふく しゅうぎょうばしょ た しゅうぎょうばしょ
通勤災害とは、住 居と就 業 場 所との 間 の往復、就 業 場 所から他の就 業 場 所へ
い どうとちゅう さいがい ごうりてき けいろ ほうほう じ こ ようけん
の移動途中の災害です。合理的な経路および方法での事故が要件となっています。バス
りょう とうろく じてんしゃ うんでん じ こ あ ばあい たいしょう
の利用で登録されながら、自転車の運転で事故に遭った場合などは対 象 となりません。

☐療養給付

びょういん りょうよう う ひょう きゅうふ
病 院で療 養を受 けるとき、その費用が給付されます。

☐休業給付

しょうびょう りょうよう ろうどう ちんぎん う と きゅうふ
傷 病 の療 養のため労働することができなく、賃 金を受け取れないときに給付され

ます。

☐遺族給付

ろうどうさいがい しばう ばあい いぞく たい ねんきん いちじきん そうさいりょう きゅうふ
労働災害により死亡の場合、遺族に対し、年 金または一時金と葬 祭 料が給付されま

す。

☐介護給付

りょうようかいしご ねん つき しょうびょう なお しょうがい のこ かいご う きゅうふ
療養開始後、1 年 6 月たっても 傷 病 が治らなく、障 害が残り介護を受けているとき、
給付されます。

☐労災保険の特別加入制度

ろうさいほけん こよう ろうどうしゃ たいしょう ろうどうしゃ もの なか ぎょうむ じったい
労災保険は、雇用される労働者が対 象 ですが、労働者でない者の中には、業務の実態
さいがい はつせいじょうきよう ろうどうしゃ じゅん ほ ご もの
や災害の発 生 状 況 などからみて、労働者に 準 じて保護することがふさわしい者がい
ます。これらの者に対しても、労災保険制度本来の建前を損なわない範囲で、特別に加入

することを認め、^{みと}労災保険による^{ろうさいほけん}保護を図ることとしたのが^{ほご}労災保険の^{はか}特別加入制度です。^{ろうさいほけん}とくべつかに^{とく}ゆうせいで
^{たいしょうしゃ}対象者は、^{けんせつぎょう}建設業の^{ちゅうしょうきぎょう}中小企業の^{じぎょうぬし}事業主やその^{かぞくろうどうしゃ}家族労働者、^{ひとりおやかた}一人親方です。

^{ろうさい} □労災かくし

^{ぎょうむさいがい}業務災害で^{びょうき}ケガ・^{はっせい}病気が^{ばあい}発生した場合、^{しょうしゃ}使用者は^{ろうどうきじゅんかんとかんしよ}労働基準監督署に「^{ろうどうしゃししょうびょう}労働者死傷病
^{ほうこく}報告」を^{ていしゆつ}提出し、^{ろうさい}労災の^{しんせい}申請をしなければなりません。しかし、^{じゅうだい}重大な^{ろうどうさいがい}労働災害を起
^{きぎょう}こした企業は^{こうきょうじぎょう}公共事業の^{にゆうさつさんか}入札参加が^{みと}認められなくなるなど^{しょうしゃ}使用者の^{ふりえき}不利益があります。
^{しょうしゃ}そのため、^{ろうどうしゃししょうびょうほうこく}使用者は、「^{ていしゆつ}労働者死傷病報告」を^{ひさいしゃ}提出せず、^{たい}被災者に対し、^{ほんにん}本人の^{ふちゅうい}不注意
による^{けんこうほけん}ケガとして、^{びょういん}健康保険で^{しじ}病院にかかるとして^{れい}指示をするなどの^{きようりよく}例があります。こ
^{ろうさい}れを「^い労災かくし」と言い、^{ろうどうあんぜんえいせいほういはん}労働安全衛生法違反で^{ほんざい}犯罪です。^{ろうさい}労災かくしに^{きようりよく}協力しな
いください。

^{こようほけんほう} 2. 1. 5 雇用保険法

^{がいよう} ① 概要

^{ひと}人を^{こよう}雇用する^{じぎょうぬし}事業主は^{こようほけん}雇用保険の^{かにゆう}加入が^{ぎむづ}義務付けられています。^{がいこくじん}外国人であっても
^{どうよう}同様です。^{こようほけん}雇用保険に^{かにゆう}加入すると「^{こようほけんひほけんしゃしやう}雇用保険被保険者証」が^{ほんにん}本人に^{わた}渡されます。^{こようほけん}雇用保険
は、「^{しつぎょうとうきゆうふ}失業等給付」と「^{こようほけんにじぎょう}雇用保険二事業」とから^な成り立っています。
^{しつぎょうとうきゆうふ}失業等給付とは、^{しつぎょう}失業した^{ひと}人や^{きよういくんれん}教育訓練を受ける^う人等に対して^{ひととう}給付（^{たい}支払われる
^{せいど}こと）される^{ほけんりよう}制度です。^{ろうどうしゃほんにん}保険料は^{じぎょうぬし}労働者本人と^{しほら}事業主が^{こつこふたん}支払い、^{くに}国庫負担（^{ちほう}国や地方が
^{しほら}支払うこと）もあります。

② ポイント

^{こようほけん} □雇用保険の^{しきゆうようけん}支給要件

- ^{こようほけん}（1）雇用保険の^{ひほけんしゃ}被保険者（^{ほけん}保険がかけられている^{ひと}人）が^{りしよく}離職し、^{ろうどう}労働の^{いし}意思および^{のうりよく}能力
があるにもかかわらず、^{しよくぎょう}職業に^つ就くことができない「^{しつぎょう}失業」であること。
- ^{りしよく}（2）^{ひいぜん}離職の日以前^{ねんかん}2年間に^{ひほけんしゃきかん}被保険者期間が^{つうさん}通算して^{げついじょう}12か月以上あること。

とくていぎのうがいこくじん しつぎょう ばあい いっぱんてき にほんじん どうよう きゅうふ う
特定技能外国人が失業した場合も、一般的に、日本人と同様に給付を受けることが
かのう しつぎょう ばあい きこく しゅうしょくかつどう
可能です。失業した場合、すぐに帰国をしなければならないわけではなく、就職活動
をおこなうのであれば、在留期間内は在留することが可能です。3か月以上就職先を
さが ざいりゅう せいとう りゅう げつじょう とくていぎのう かか かつどう
探すことなく在留しているなど、正当な理由なく3か月以上「特定技能」に係る活動
をせずに在留している場合は、在留資格が取り消されることがあります。

☐ 雇用保険の給付

こようほけん きゅうふ きゅうしょくしゃきゅうふ きゅうしょくしゃきゅうふ しつぎょうじょうたい
雇用保険の給付には、「求職者給付」があります。求職者給付のうち、失業状態
とき きゅうふ きほんてあて きほんてあて りしょくまえ げつ ちんぎんにちがく
の時に給付されるのが基本手当です。基本手当は、離職前6か月の賃金日額の45～80%
そうとう きんがく しはら しきゅう う にっすう りしょく ひ ねんれい
相当の金額が支払われます。支給を受けることができる日数は、離職の日における年齢、
ひ ほけんしゃ きかん りしょく りゅう にち あいだ き
被保険者であった期間、離職の理由などによって、90～360日の間で決められます。

2. 1. 6 建設労働者雇用改善法

① 概要

せいしき けんせつろうどうしゃ こよう かいぜんとう かん ほうりつ けんせつぎょう こようかんきょう
正式には、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」です。建設業の雇用環境の
もんだいてん かいぜん けんせつこようかいぜんけいかく さくてい けんせつぎょう はたら ひと こよう
問題点を改善するために、「建設雇用改善計画」が策定され、建設業で働く人の雇用
かいぜん のうりよく かいはつ こうじょう ふくし ぞうしんとう かん しさく きほんじこう さだ
の改善、能力の開発・向上、福祉の増進等に関する施策の基本事項を定めています。

② 建設雇用改善計画

ねん ど ねん ど けいかくきかん だい じ けんせつこようかいぜんけいかく こうせいろうどう
・2021年度から2025年度までを計画期間とする「第10次建設雇用改善計画」が厚生労働
だいじん こくじ ねん がつ ないよう つぎ
大臣から告示されています（2021年3月）。内容は次のとおりです。

☐ 若年者の確保・育成

けんせつ とう すいしん にな て かくほ いくせい
・建設キャリアアップシステム（CCUS）等の推進による担い手の確保・育成

☐ 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

ばっそくつ じかんがいうどうじょうげんきせい うんよう ねん ど み ちょうじかんろうどう かいぜん
・罰則付き時間外労働上限規制の運用（2024年度）を見すえ、長時間労働の改善

ちんぎん かいぜん ろうどう しゃかいほけん かにゅうそくしん
・賃金の改善、労働・社会保険の加入促進

・高所作業の墜落防止用保護具について原則として「フルハーネス型」とし、墜落時の

落下距離に応じた適切な保護具の使用の徹底による労働災害の防止

□職業能力開発の促進、技能継承

・建設業を担う人材に対する職業訓練の実施

□雇用改善推進体制の整備

・CCUSの普及促進、新・担い手3法（公共工事の品質確保の促進に関する法律、

建設業法および公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律）の業界

への浸透

・建設関係助成金の活用

□外国人労働者への対応

・外国人労働者の雇用管理の改善

・技能実習生、特定技能外国人の適正な受入れ

2. 1. 7 職業能力開発促進法

① 概要

職業能力開発促進法は、職業訓練や技能検定の内容を充実させることなどにより、労働者の職業能力を高めることを目的とした法律です。

② ポイント

□職業訓練

職業訓練とは、職業に必要な技能や知識を習得させることにより、労働者の能力を開発し、向上させるための訓練を言います。職業訓練のうち、法律の基準を満たした民間事業主等が行う職業訓練で、都道府県知事が認定したものを認定訓練といます。

□技能検定

技能検定とは、労働者の持つ技能の程度を検定し、これを国が証明する国家制度で、技能検定に合格すると合格証書が交付され、「技能士」と名乗ることができます。技能検定には、特級・1級・2級・3級・基礎級と単一等級とがあり、2022年4月1日現在、建設関係には32種類の技能検定があります。技能検定は職種ごとに設定されていますが、職種によっては技能検定がない場合があります。

2.2 建設業法

建設業法は、5つの目的を達成することによって、「公共の福祉の増進」に寄与することを目的に定められた法律です。発注者と、工事を請け負う専門工事業者の双方が、適切な契約を交わし、それを遂行(実行すること)することで、建設業界の健全な発達を促進を目指しています。

5つの目的

1. 建設業を営む者の資質の向上（建設業許可）
2. 建設工事の請負契約の適正化（見積書・契約書）
3. 適正な施工の確保（主任技術者・監理技術者）
4. 発注者の保護（現場代理人、施工体制台帳・施工体系図）
5. 建設業の健全な発達の促進

建設業法で許可が必要になるのは、次の29種類の業種です。

土木工事業／建築工事業／大工工事業／左官工事業／とび・土工事業
 石工事業／屋根工事業／電気工事業／管工事業／タイル・れんが・ブロック工事業
 鋼構造物工事業／鉄筋工事業／ほ装工事業／しゅんせつ工事業／板金工事業
 ガラス工事業／塗装工事業／防水工事業／内装仕上工事業／機械器具設置工事業
 熱絶縁工事業／電気通信工事業／造園工事業／さく井工事業／建具工事業
 水道施設工事業／消防施設工事業／清掃施設工事業／解体工事業

2.3 建築基準法

建築物を建築するときや、利用するときには守らなければならない最低限のルールを定めた法律です。建物について、建築や利用に関してルールを守ることによって、安全で安心な生活を送れることを目的として制定された法律です。建築基準法は、「単体規定」と「集団規定」の2つで成り立っています。

【単体規定】建築物そのものの安全性や耐久性、耐震性、防火や耐震基準、屋根や外壁、居室の採光や換気、トイレ、電気設備などの性能についての基準が定められています。

【集団規定】建築物が集まったときにできる「良好な市街地環境を確保する」ための規定です。たとえば、敷地と道路に関する基準、建ぺい率、容積率、高さ制限、各種斜線制限、防火地域などの規定があります。原則として、都市計画区域内、準都市計画区域内で適用されます。

2.4 廃棄物処理法

この法律の正式名称は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と言います。廃棄物の排出を抑制しながら、発生した廃棄物を、リサイクルなどの適正な処理を行うことによって、人々の生活環境を守ることを目的に作られた法律です。

「ごみ」は、事業活動で生じたものと、家庭生活中で生じたものに分けられます。事業活動で生じたごみは、さらに「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」の2つに分けられます。建設現場では、多くの業者が出入りして、それぞれの工事において廃棄するべきゴミが発生します。このごみを工事現場から排出するには「廃棄物収集運搬業の許可」を得ていることが必要です。これは、一部の例外を除き、発注者から直接工事の発注を受けた元請けの事業者が行うことになっています。これだけだと下請け業者は、産業廃棄物への適切な対応を行わない可能性があります。そのため、下請け

ぎょうしゃ こうじげんば さんぎょうはいきぶつ ほかん かん ほうりつ てきよう
業 者 も 工事現場における産業廃棄物の「保管」に関して、この法律が適用されます。

もとう ぎょうしゃ さんぎょうはいきぶつ しより かん けんせつけいはいきぶつかんりひょう
元請け業 者 は、産業廃棄物の処理に関する「マニフェスト（建設系廃棄物管理票）」
さくせい はいきぶつ てきせい さいしゅうしょぶん いちれん こうてい かくにん
を作成して、廃棄物が適正に最終処分されるまでの一連の工程を確認することが
ぎ む づ さいしゅうしょぶん ふく げんば はたら ひと
義務付けられています。最終処分には、リサイクルも含まれます。現場で働く人は、こ
のマニフェストに したが はいきぶつ と あつか
従って廃棄物を取り扱わなければなりません。

2.5 建設リサイクル法

けんせつ ほう はいざい てきせつ しより さいしげんか うなが ほうりつ せいしき
建設リサイクル法とは、廃材の適切な処理や再資源化を促すための法律です。正式
めいしょう けんせつこうじ かかわ しざい さいしげんかとう
名称は、「建設工事に係る資材の再資源化等
かん ほうりつ い けんせつ ほう
に関する法律」と言います。建設リサイクル法
けんせつはいきぶつ しざい ぶんべつ
では、建設廃棄物を、資材ごとに分別して
さいしげんか さいりよう そくしん もと
再資源化と再利用を促進することが求められて
こうじげんば はっせい はいきぶつ げんば き
います。工事現場で発生した廃棄物は、現場で決
ぶんいほうほう したが き ばしょ
められた分類方法に従って、決められた場所
ほかん
に保管しなければなりません。



2.6 大気汚染防止法

たいきおせんぼうしほう こうじょう じぎょうじょう はいしゆつ ひさん たいきおせんぶつしつ
大気汚染防止法では、工 場 や 事 業 場 から 排 出、または飛散する大気汚染物質につい
ぶつしつ しゆるい しせつ しゆるい き ぼ はいしゆつきじゆん さだ
て、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準などが定められています。また
とくていふん しょう けんちくぶつ こうさくぶつ かいたい かいぞう ほしゅう
アスベスト（特定粉じん）が使用されている建築物や工作物を、解体・改造・補修する
さぎょう ともな けんちくこうじ せこう ばあい とくていふん はいしゆつとうさぎょう かいし ひ にちまえ
作業を伴う建築工事を施工する場合は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前
とどうふけんち じ とど で ぎ む づ
までに、都道府県知事に届け出ることが義務付けられました。

2. 7 騒音規制法・振動防止法

工場や建設工事に伴って発生する騒音や振動について必要な規制を行い、また自動車騒音の許容限度を定めることなどによって、生活環境を保全し、国民の健康の保護に役立てることを目的とした法律です。建設工事の設計にあたっては、工事現場周辺の立地条件を調査し、全体的に騒音、振動を低減するよう、次の事項について検討しなければなりません。

- ・低騒音および低振動の施工法の選択
- ・低騒音型建設機械の選択
- ・作業時間帯および作業工程の設定
- ・騒音および振動源となる建設機械の配置
- ・防音施設などの設置

2. 8 水質汚濁防止法

公用水域や地下水の水質汚染を防止するために制定された法律です。工事現場から発生する汚水を下水道や河川に流す場合、各道府県が定めた基準に従わなければなりません。

2. 9 消防法

消防法は、次のことを目的とした法律です。

1. 火災を予防・警戒・鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護する。
2. 火災または地震等の災害による被害を軽減する。
3. 災害等による傷病者の搬送を適切に行うことで、秩序を保持し、公共の福祉

ぞうしん きよ
の増進に寄与する。

けんちくぶつ かさい ほっせい ぼうし かさい し しょうか きゅうじょ しょうかき
建築物においては、火災の発生を防止し、火災を知らせ、消火・救助するための消火器
おくないしょうかせん しょうかせつび ひなん ひなん き ぐ けいほうせつび
や屋内消火栓、スプリンクラーなどの消火設備、避難はしごなどの避難器具、警報設備な
しょうぼうようせつび たい きてい さだ
どの消防用設備に対する規定が定められています。

2. 10 水道法

すいどうほう じょうすいどうじぎょう さだ ほうりつ せいじょう ほうふ あんか みず
水道法は、上水道事業について定めた法律です。清浄で豊富、そして安価な水の
きょうきゅう おこな こうしゅうえいせい こうじょう せいかつかんきょう かいぜん め ざ さだ
供給を行い、公衆衛生の向上と、生活環境の改善を目指すために定められた
ほうりつ すいどうほう さだ ぎじゅつしゃ ぎのうしゃ はいち し じ
法律です。そのために、水道法で定められた技術者・技能者を配置し、その指示のもとで
さぎょう おこな
作業を行わなければなりません。

2. 11 下水道法

げすいどうほう げすいどう せいび おこな と し けんぜん はったつ こうしゅうえいせい こうじょう こうきょうよう
下水道法は、下水道の整備を行い、都市の健全な発達、公衆衛生の向上、公共用
すいいき すいしつほぜん はか もくてき ほうりつ こうきょう げすいどう つぎ りゅう
水域の水質保全を図ることを目的とした法律です。公共の下水道には、次のような理由
なが はいすい
で、流してはいけない排水があります。

- げすいどうしせつ ふしょく
・下水道施設を腐食させる。
- た はいすい ま ゆうどく ほっせい
・他の排水と混ざると有毒ガスが発生する。
- げすいどうかん
・下水道管をつまらせる。
- げすいどうかんない さぎょう きけん
・下水道管内の作業を危険にする。
- げすいどうしよりしせつ せいぶつしより きのう ていか
・下水道処理施設における生物処理の機能を低下させる。
- げすいどうしよりしせつ ほっせい おでい しより しょぶん こんなん
・下水道処理施設などで発生した汚泥の処理、処分を困難にする。

じょうき りゅう すいそ のうど ふゆうぶつしつりょう なまり そう どう あえん
上記の理由から、水素イオン濃度、浮遊物質、カドミウム、鉛、総クロム、銅、亜鉛
き じゅんちいじょうふく みず なが こうじげんば ほっせい はいすい
などが基準値以上含まれている水を流してはいけません。工事現場で発生する排水には、

つぎ
次のようなものがあります。

- ・コンクリートを製造するバッチャープラントの洗 浄 排水せいぞう せんじょうはいすい
- ・器具の洗 浄 排水き ぐ せんじょうはいすい
- ・コンクリートを伝わった雨水、湧水つた あまみず ゆうすい
- ・ウェルポイント排水、ディープウェル排水（規模によります）はいすい はいすい き ぼ

コンクリートを伝わった水は、高アルカリ排水となるため、炭酸ガスや薬品などによ
る中和処理が必要です。ちゅうわしより ひつよう

2. 12 ガス事業法じぎょうほう

ガス事業法は、導管によりガスを 供 給 する都市ガス事業に関して、保安の確保や、
ガスの使用者の保護を目的として、事業 者 への規制を定めた法律です。ガス漏れや
不適切な換気は、死亡事故につながるため、ガスを消費する場合に用いられる機械や器具、
排気などに関して、細かく規定しています。じぎょうほう どうかん きょうきゅう と し じぎょう かん ほあん かくほ
しょうしゃ ほ ご もくてき じぎょうしゃ きせい さだ ほうりつ も
ふてきせつ かんき しぼう じ こ しょうひ ばあい もち きかい き ぐ
はいき かん こま きてい

2. 13 電気事業法でんきじぎょうほう

電気は、扱 い方を間違えると火災や設備事故、人身災害の原因になります。たとえば、
漏電は、火災や感電など重 大な災害につながります。電気事業法は、電気事業の運営
を適正かつ合理的に 行 う基準を定め、電気の使用者の利益を保護するとともに、電気
工作物の工事、維持および運用を規制することで、公 共の安全を確保し、環 境の保全
を図ることを目的としています。また、電気施設の保安に関する法令には、電気事業法
のほか、電気設備に関する技術基準を定める 省 令（電気設備技術基準）、電気用品
安全法、電気工事士法、電気工事業の業務の適正化に関する法律（電気工事業法）など
があります。

2. 14 電気通信事業法

電気通信事業法は、回線などの設備を設置して、契約者に通信サービスを提供する電気通信事業について規定した法律です。金属線に信号を流す有線通信だけではなく、無線通信や光ファイバーによる通信も、電気通信事業法が適用されます。電話やパソコンなどの端末を、電気通信事業者の通信回線に接続するときに不適切な工事が行われると、通信回線に障害を起こす可能性があります。そのため、「工事担任者資格」を持つ技術者による工事の実施や監督が義務付けられています。

2. 15 電波法

電波法は、電波の公正かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的にした法律です。送信機器の利用は、電波の出力や扱う周波数によって、免許が必要となります。免許が必要なトランシーバーを、無免許で使用すると違法になります。また、海外製のトランシーバーも、日本で認可されていなければ、その使用は違法になります。送信機器を扱う公共工事現場や大規模工事現場では、電波法令を守ることが必要です。

2. 16 航空法

航空法は、航空機の航行の安全および航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定めた法律です。建築物や、クレーンなどの建設機械の高さによっては、航空機の安全な航行を妨げる対象となります。表地または水面より60m以上の高さの物件に対しては、航空障害灯を設置しなければなりません。また、高さだけではなく、飛行場への進入を妨げる恐れがある物件や、航空機の航行の安全を著しく害する

おそれがある物件も、航空障害灯の設置が必要です。

最近では、建設工事における測量に、無人航空機（ドローン）が用いられています。

重量が100g以上のドローンは、無人航空機としての登録が義務化されています。また、飛行禁止区域を問わず、守らなければならないルール（飲酒時の飛行禁止、夜間の飛行禁止、目視外飛行の禁止など）も定められています。

2.17 駐車場法

駐車場法は、都市における自動車の駐車のための施設整備に関して定めた法律です。駐車場施設設備に必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持および増進に寄与することを目的としています。駐車場の工事を行う場合には、工事開始前に自治体に届け出をする必要があります。